

経済産業省

20200623 保局第1号
令和2年7月8日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明

ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）

ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）を別添1及び別添2のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、令和2年7月8日から施行する。

なお、改正日から令和2年12月31日までは従前の例によることができる。

2. ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（平成23年11月28日付け平成23・11・14商局第2号（平成28年1月22日付け20151130商局第2号及び平成29年3月31日付け20170323商局第5号をもって一部改正）は、廃止する。

ガス事業法施行令関係

○第 9 条（ガス用品）及び第 10 条（特定ガス用品）関係

1. ガス瞬間湯沸器関係

別表第 1 第 1 号及び別表第 2 第 1 号中「ガス瞬間湯沸器」とは、給水に連動してガス通路を開閉することができる機能を持ち、水が熱交換器を通過する間に加熱される構造の給湯機をいい、専ら給湯の用に供するもののみならず、床暖房、浴室乾燥、ふろ追い焚きその他の用に供するため、水等の熱媒体を加熱し、循環させる機能を併せ持つガス給湯温水熱源機を含む。

2. ガスバーナー付ふろがま関係

別表第 1 第 3 号及び別表第 2 第 3 号中「ガスバーナー付ふろがま」とは、次の(イ)及び(ロ)の要件に適合するものをいい、給湯機能を併せ持つものを含む。

(イ) ふろがまにふろバーナーが固定されているか又は容易に取り外すことができない方法で取り付けられていること。

(ロ) 輸送時のこん包がふろバーナーを取り付けた状態であること。

○経過措置関係

平成 23 年 7 月 1 日前に製造又は輸入されたガス給湯温水熱源機については、その旨が証明できる場合に限り、第 9 条（ガス用品）及び第 10 条（特定ガス用品）関係 1. ガス瞬間湯沸器関係の規定にかかわらず、ガス瞬間湯沸器に含まないこととする。

(別添 2)

ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 5 号）により、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号。以下「省令」という。）別表第 3 （第 11 条、第 13 条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第 3 （第 11 条、第 13 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。

別表第 3 （第 11 条、第 13 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

ガス用品の区分	技術的内容
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	<p>1 ガスの取入口からパイロットバーナー及びメインバーナー（パイロットバーナーを有しないものにあってはメインバーナーとする。以下「バーナー」という。）までのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フイン及び空気調節器は、温度 500 度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。</p>

- 4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を 10 回繰り返し、8 回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。
- 5 点火動作が自動的に行われるもの（パイロットバーナー（常時燃焼型でないパイロットバーナーを有するもの又はパイロットバーナーを有しないものにあっては、メインバーナーとする。以下「パイロットバーナー等」という。）への点火確認、確認後の処置等点火のために必要な一連の動作が自動的に行われるものをいう。以下同じ。）又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が 5 度から 35 度の間であって、給水圧力が 0.1 メガパスカルの状態をいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 6 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- （1）通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
- （2）放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。
- （3）電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- （1）確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- （2）1 点に着火した後 2 秒以内にすべての炎口に着火すること。
- 8 パイロットバーナー等に点火しなかった場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへのガスの通

路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定時間経過後も再点火しないときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置（以下「再点火型立ち消え安全装置」という。）を含む。以下「立ち消え安全装置」という。）を有すること。

9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

12 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13 自然排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 次の表の表示ガス消費量（技術的内容の欄の29の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「表示ガス消費量」という。）の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

表示ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)
13以下	90
16以下	100
19以下	110
22以下	120
27以下	130
30以下	140
42以下	160
55以下	180
70以下	200

- (2) 逆風止めを有すること。
- (3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。
- (4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
- イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び下降風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれないこと。また、当該装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。
- 13の2 自然排気式のものにあっては、不完全燃焼を防止する機能であって(1)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる条件に適合す

ること。

- (1) 機器の設置されている部屋（以下「自室」という。）が排ガスによって汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下同じ。）が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- (2) 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

1 4 強制排気式のもの（技術的内容の欄の15に掲げるものを除く。）にあっては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかったとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- (2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかったとき、次に掲げる条件に適合すること。
 - イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあっては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。
 - ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあっては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。
- ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

1 4 の 2 強制排気式のもの（技術的内容の欄の15に掲げるものを除く。）にあっては、不完全燃焼を防止する機能であって次の（1）及び（2）に掲げる機能（以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。）を有すること

と。また、当該機能に係る装置は、(3)に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによって汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 機器設置室以外の部屋（以下「他室」という。）が機器の排ガスによって汚染されたとき、他室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

15 強制排気式のもののうち排気部の出口を排気ダクトに直結するものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、使用すべき排気ダクトの風量を最大としたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出せず、かつ、炎が安定していること。

(2) 通常の使用状態において、使用すべき排気ダクトの風量を徐々に低下したとき、排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす機能を有すること。

(3) 接続した排気ダクトの風量を、使用すべき排気ダクトの規定風量の50パーセントとしたとき、排気口以外から排ガスが流出しないこと。

(4) 排気温度の検出部が機能しないときは、排気温度が試験室の温度に20度を加えた温度を超えるより前に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす機能を有すること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換器への接触及びすすの発生がないこと。
理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。 以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。）	0.14パーセント以下であること。

1.7 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35

手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2) ガス閉止弁（器具栓を含む。以下同じ。）の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の20(4)（器具栓にあっては、技術的内容の欄の20(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 先止め式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあっては、ケーシング）の温度がその耐熱温度（繰り返し加熱したとき、使用上支障のある変化を生じない温度をいう。以下同じ。）を超えないこと。

19 ガスの取入口は、日本産業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

20 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入口から給水自動ガス弁の出口までの部分にあっては、4.2キロパスカルの圧力において弁の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を開じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を開じたとき、4.2キ

ロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 550 ミリリットル以下であること。

- 2.1 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。
- 2.2 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1 メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。
- 2.2.2 電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。
- 2.3 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。
- 2.4 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。
- 2.5 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。
- 2.6 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 器具栓については、技術的内容の欄の 2.0 (3) に定める基準に適合すること。
- (2) 点火装置については、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。
- (3) 給水自動ガス弁については、技術的内容の欄の 2.0 (4) に定める基準に適合すること。
- (4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の 2.0 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の 1.1 (1) に定める基準に適合すること。
- (5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の 2.0 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が、試験前の調整圧力の 5

パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の13の2(1)に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の14の2(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

装置	回数	
	元止め式のも の	先止め式のも の
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自然排気式不完全燃焼防止機能 に係る装置	1,000	1,000
強制排気式不完全燃焼防止機能 に係る装置		

27 通常の使用状態において15時間以上断続的（暖房機能（加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。）を有するもの

の当該機能に係る部分にあっては、8時間以上連続)に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の20に定める基準に適合すること。

(2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の16に定める基準に適合すること。

28 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の20に定める基準に適合すること。

29 自然排気式にあっては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

30 遠隔操作機構を有するものにあっては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、点火操作が行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。

(1) 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、点火操作が行えないもの」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(平成25年7月1日付け20130605商局第3号)別表第四 配線器具の1(2)口(イ)で定める「a 赤外線を利用した遠隔操作機構」に適合するものを含む。

(2) 「危険が生ずるおそれがないもの」とは、通信回線((1)に掲げるものを除く。)を利用して遠隔操作機構を有するものであって、次の全てに適合するもの。

イ 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。

ロ 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安全機能により安全な状態が確保できること。

ハ 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、

次に掲げる対策を講じていること。

- (イ) 手元操作が優先されること
- (ロ) 遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること
- (ハ) 強制排気式のものにあっては、故障等により排気用送風機が作動しない時には、ガス用品の遠隔操作による点火操作を行えないようにすること

ニ 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を講じること。

- (イ) 操作結果のフィードバックの確認
- (ロ) 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載

ホ 通信回線（（1）に掲げるもの及び公衆回線を除く。）において、次の対策を遠隔操作機構により操作される機器に講じていること。

（イ）操作機器の識別管理（遠隔操作により操作するものに限る。）

（ロ）外乱に対する誤動作防止

（ハ）通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方式で、遠隔操作により操作するものに限る。）

ヘ 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあっては、回線の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策を講じること。

ト 同時に外部の二箇所以上から機器の近くにいる人に危険が生ずるおそれのある相反する遠隔操作を受けつけない対策を講じること。

チ 適切な誤操作防止対策を講じること。

リ 出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。

ヌ 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあっては、遠隔操作機構の操作によって、点火操作ができないこと。

	<p>3.1 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p>
半密閉燃焼式ガスストーブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術的内容の欄の18の図1又は図2の形状のもののガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。 2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。 3 ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあっては、衝撃に耐えること。 4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。 5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の

使用状態（試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下半密閉燃焼式ガスストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

7 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

（1）通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

（2）放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。

（3）電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。

8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

（1）確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

（2）1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。

9 立ち消え安全装置を有すること。

10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

（1）バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

（2）パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁す

ること。

- (3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

1 3 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

1 4 自然排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 次の表の表示ガス消費量（技術的内容の欄の30の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガスストップの項において「表示ガス消費量」という。）の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

表示ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)
1 1 以下	8 0
1 3 以下	9 0
1 6 以下	1 0 0
1 9 以下	1 1 0

- (2) 逆風止めを有すること。

- (3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。

- (4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び下降風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへ

のガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

15 強制排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、排気部の出口に 80 パスカルの圧力がかかったとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 排気部の出口に 80 パスカルを超える圧力がかかったとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあっては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあっては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。

燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。
---------------	-------------------

1.7 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メインバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあっては、停電の際ににおいても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分 (つまみ類及び排ガス排出部を除く。) の表面	105
ガスの取入口 (ねじにより管と接続されるものを除く。) の表面	20
機器の下面 (つり下げ型のものにあっては、上面) 、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に 50 度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に 35 度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 16 機能部品の耐熱試験の 1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 21 (4)（器具栓にあっては、技術的内容の欄の 21 (3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 16 機能部品の耐熱試験の 2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 5 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 16 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 30 パスカルを加えた値以下であること。

18 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあっては、ガスの取入部は、図 1 又は図 2 の形状であること。

図 1 ソケット

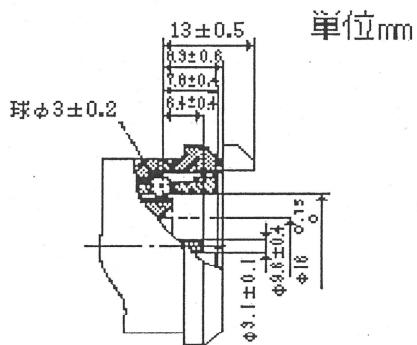
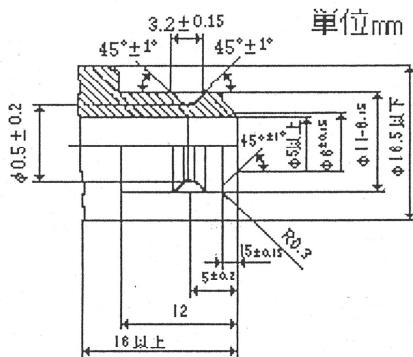


図2 プラグ



19 ガスの取入部が技術的内容の欄の18の図1及び図2の形状のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。

(2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

20 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあっては、日本産業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に

適合するねじを使用すること。

2 1 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあっては、4.

2 キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき、4. 2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 70 ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4. 2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 550 ミリリットル以下であること。

2 2 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1 メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

2 3 床上で移動して使用できるものにあっては、いずれの方向に傾けても 20 度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

2 4 放射方向が変えられるものにあっては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。

2 5 放射型のものにあっては、放射体に直接手の触れない構造であること。

2 6 燃焼面が金属網製のものにあっては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。

2 7 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の 2 1 (3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の 5 に定める基準に適

合すること。

- (3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の 2 1 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の 1 2 (1) に定める基準に適合すること。
- (4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の 2 1 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 3 0 パスカルを加えた値以下であること。
- (5) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の 2 1 (4) に定める基準に適合すること。
- (6) ガスの取入部については、技術的内容の欄の 1 9 (3) に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓 自動温度調節器により作動するもの	3 0 , 0 0 0
	6 , 0 0 0
点火装置	6 , 0 0 0
立ち消え安全装置	1 , 0 0 0
器具ガバナー	3 0 , 0 0 0
自動消火装置 温度を感じて作動するもの	3 0 , 0 0 0
	2 , 0 0 0

	<p>ガスの取入口（技術的内容の欄の 1 8 の図 1 及び図 2 の形状のものに限る。）</p>	6,000
2 8	<p>通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の 2 1 に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の 1 6 に定める基準に適合すること。</p>	
2 9	<p>輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の 2 1 に定める基準に適合すること。</p>	
3 0	<p>自然排気式のものにあっては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。</p>	
3 1	<p>遠隔操作機構を有するものにあっては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の 3 0 の項に適合すること。</p>	
3 2	<p>機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第 3 の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p>	
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	<p>1 ガスの取入口からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フイン及び空気調節器は、温度 500 度において溶融しないこと。</p>	

- 2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。
- 4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を 10 回繰り返し、8 回以上点火し、かつ、連續して点火しないことがないこと。
- 5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が 5 度から 35 度の間であって、給湯ができるものにあっては、給水圧力が 0.1 メガパスカルの状態をいう。以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 6 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
- (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。
- (3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

- (2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。
- 8 立ち消え安全装置を有すること。
- 9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- 10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。
- 11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。
- 12 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。
- 13 自然排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 次の表の表示ガス消費量（技術的内容の欄の29の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において同じ。）の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

表示ガス消費量	排気筒の内径
---------	--------

(単位 キロワット)	(単位 ミリメートル)
10 以下	75
11 以下	80
13 以下	90
16 以下	100
19 以下	110
30 以下	120
42 以下	140

(2) 逆風止めを有すること。

(3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。

(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び下降風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。また、当該装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

13の2 自然排気式のものにあっては、不完全燃焼を防止する機能であって(1)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによって汚染されたとき、自室の雰囲気空气中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

1 4 強制排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、排気部の出口に 80 パスカルの圧力がかかったとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 排気部の出口に 80 パスカルを超える圧力がかかったとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあっては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから 1 分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあっては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

1 4 の 2 強制排気式のものにあっては、不完全燃焼を防止する機能であって次の（1）及び（2）に掲げる機能（以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、（3）に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによって汚染されたとき、自室の雰囲気空气中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 他室が機器の排ガスによって汚染されたとき、他室の雰囲気

空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

1.5 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換器への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

1.6 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)

乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類 及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあっては、 下面）、背面及び側面に面した木壁の表 面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S 2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の19(4)（器具栓にあっては、技術的内容の欄の19(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S 2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S 2093(201

9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

17 給湯できるもの（先止め式のものに限る。）にあっては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあっては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

18 ガスの取入口は、日本産業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

19 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入口から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあっては、ガスの取入口から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあっては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口（給水自動ガス弁を有するものにあっては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあっては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

2.0 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。

2.1 ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。

2.2 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

2.2の2 電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

2.3 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

2.4 空だきした場合にメインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であって、次に掲げる条件に適合するものを有すること。

(1) 空だきした場合に確実に作動し、熱感知によりガスの通路を閉ざす構造のものにあっては、感熱部が冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないこと。

(2) 装置が正常に機能しなかったとき、メインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 容易に改造できない構造であること。

2.5 給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(2) 出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(3) 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の 19(3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術的内容の欄の 19(4) に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の 19(4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の 11(1) に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の 19(1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 30 パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の 19(4) に定める基準に適合すること。

(7) 遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。

(8) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の 13 の 2(1) に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、14 の 2(1) 及び (2) に定める基準に適合すること。

装置	回数	
	給湯のできる もの	給湯のできな いもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置 温度を感知して作動するもの 一定時間の経過により作動す るもの	6,000 2,000	6,000 2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用 いて機械的に操作するものに限 る。）	6,000	6,000
自然排気式不完全燃焼防止機能 に係る装置 強制排気式不完全燃焼防止機能 に係る装置	1,000	1,000

	<p>27 通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあっては、15時間以上）断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の19に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の15に定める基準に適合すること。</p> <p>28 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の19に定める基準に適合すること。</p> <p>29 自然排気式のものにあっては、遠隔操作機構（有線式のものを除く。）を有しないものであること。</p> <p>30 遠隔操作機構を有するものにあっては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の30の項に適合すること。</p> <p>31 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p>
ガスふろバーナー	<p>1 ガスの取入口からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分及び空気調節器は、日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性の</p>

ある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術的内容の欄の3から12まで、15、18、19、22、24、27及び28の基準に適合すること。（4、5、7、10、11、15、24及び27にあっては、使用すべきふろがまの型式（技術的内容の欄の8の規定により表示された使用すべきふろがまの型式をいう。以下ガスふろバーナーの項において同じ。）のふろがま（以下ガスふろバーナーの項において「該当するふろがま」という。）に固定した場合とする。）

4 該当するふろがまに固定し通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

（1）次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面	105

（2）ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術的

- 内容の欄の 16 (2) イ、ロ又はハに定める条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。
- 5 ふろがまに取り付けられたとき、位置が変化しない構造であること。
- 6 パイロットバーナーを有するものにあっては、パイロットバーナーの位置が変化しない構造であること。
- 7 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術的内容の欄の 26 (1)、(2) 及び (4) から (7) までに定める条件に適合すること。

装置	回数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置 温度を感じて作動するもの 一定時間の経過により作動するもの	6,000 2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用い機械的に操作するものに限る。）	6,000

- 8 遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。

	<p>9 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、使用すべきふろがまの型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p>
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器	<p>1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。</p> <p>4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。</p> <p>5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であって、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下、開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。</p>

- 6 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
- (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。
- (3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 7 通常の使用状態において、メンバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- (2) 1 点に着火した後 2 秒以内にすべての炎口に着火すること。
- 8 立ち消え安全装置を有すること。
- 9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- 10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から 1.5 分以内に閉弁すること。
- (2) 密閉燃焼式のもののうち強制給排気式のものにあっては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。
- 11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点

火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

1 2 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

1 2 の 2 暖房機能を有するものは、密閉燃焼式又は屋外式であること。

1 3 開放燃焼式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 技術的内容の欄の3 3の規定により表示されたガス消費量（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において「表示ガス消費量」という。）が12キロワット以下であること。

(2) 不完全燃焼を防止する機能であって、次のイ及びロに掲げる機能（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、ハからホまでに掲げる条件に適合すること。

イ 機器の周囲の一酸化炭素濃度が低下したとき、排ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下同じ。）が0.03パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 排ガス通路が閉塞して排ガス中の一酸化炭素濃度が0.03パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから30秒以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造で

きない構造であること。

二 装置が作動したことを知らせる機能を有すること。

ホ 連続して3回を上限として装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないこと。

1 4 密閉燃焼式のものの給排気部は、気密性を有すること。

1 5 密閉燃焼式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあっては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、散水終了後、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

1 6 密閉燃焼式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

1 7 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びす

	すの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	開放燃焼式のものにあっては、0.03パーセント以下であること。 その他のものにあっては、0.14パーセント以下であること。

1 8 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあっては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあっては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- (2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

1 9 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあっては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

2 0 屋外式のものにあっては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

2 1 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

- (1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度

	(単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類 及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあっては、 下面）、背面及び側面に面した木壁の表 面	65
密閉燃焼式のものの壁貫通部の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S 2093(2019)
)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方
法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内
容の欄の24(4)（器具栓にあっては、技術的内容の欄の2
4(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S 2093(201
9)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試

験の 2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 3 0 パスカルを加えた値以下であること。

2 2 次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に 6 5 度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあっては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

2 3 ガスの取入口は、日本産業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

2 4 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入口から給水自動ガス弁の出口までの部分にあっては、4. 2 キロパスカルの圧力において、弁の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと

。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

25 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。

26 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

26の2 開放燃焼式のものであって電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

27 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

28 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

29 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

30 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の24(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術的内容の欄の24(4)に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の24(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の11(1)に定

める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の24(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の13(2)イ及びロに定める基準に適合すること。

装置	回数	
	元止め式のもの	先止め式のもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000	1,000

3.1 通常の使用状態において15時間以上断続的（暖房機能を有するものの当該機能に係る部分にあっては、8時間以上連続）に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の24に定める基準に適合すること。

	<p>(2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術的内容の欄の 17 に定める基準に適合すること。</p> <p>3 2 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の 24 に定める基準に適合すること。</p> <p>3 3 開放燃焼式のもの又は自然給排気式のものにあっては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。</p> <p>3 4 遠隔操作機構を有するものにあっては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の 30 の項に適合すること。ただし、(2) ハ (ハ) の「強制排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。</p> <p>3 5 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあっては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあっては屋外式である旨、ガス消費量(単位キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(省令別表第 3 の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p> <p>3 6 開放燃焼式のものにあっては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の 20 ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。</p>
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ	<p>1 ガスの取入口からバーナーまでのガスの通る部分(ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。)、熱交換部及び空気調節器は、温度 500 度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入口が技術的内容の欄の 23 の図 1 又は図 2 の形状のもののガスの取入口については、温度 350 度において溶融しないこ</p>

と。

- 2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分及び給排気部は、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3 ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあっては、衝撃に耐えること。
- 4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。
- 5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を 10 回繰り返し、8 回以上点火し、かつ連続して点火しないことがないこと。
- 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が 5 度から 35 度の間の状態をいう。以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 7 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
 - (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
 - (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。
 - (3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行った

とき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。

9 立ち消え安全装置を有すること。

10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。

(2) 強制給排気式のものにあっては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作した時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

13 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

14 開放燃焼式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 技術的内容の欄の35の規定により表示されたガス消費量（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブの項において「表示ガス消費量」という。）が7キロワット以

下であること。

(2) 不完全燃焼を防止する機能であって、次のイ及びロに掲げる機能（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、ハ及びニに掲げる条件に適合すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ メーンバーナーの一次空気吸引口が閉塞して燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから90秒以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

ニ 強制対流型のものにあっては装置が作動したことを知らせる機能を有すること。

15 密閉燃焼式のものの給排気部は気密性を有すること。

16 密閉燃焼式のもののうち外壁用のもの及び屋外用のものにあっては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、散水終了後、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

17 密閉燃焼式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられ

ていること。

1 8 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	開放燃焼式のものにあっては、0.03パーセント以下であること。 その他のものにあっては、0.14パーセント以下であること。

(注) 開放燃焼式のものにあっては、ガス量が最小になる状態においても上表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

1 9 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあっては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下(チャンバー用のものにあっては、風速10メートル毎秒以下)の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

20 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあっては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

21 屋外式のものにあっては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火、炎のあふれがないこと。

22 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メインバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあっては、停電の際においても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分(つまみ類 及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
ガスの取入口(ねじにより管と接続され るものを除く。)の表面	20

機器の下面（つり下げ型のものにあっては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面	6 5
壁貫通部の表面	6 5

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に 50 度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に 35 度を加えた温度。

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 6 (4)（器具栓にあっては、技術的内容の欄の 2 6 (3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 5 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 30 パスカルを加えた値以下であること。

2 3 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあっては、ガスの取入部は、図 1 又は図 2 の形状であること。

図 1 ソケット

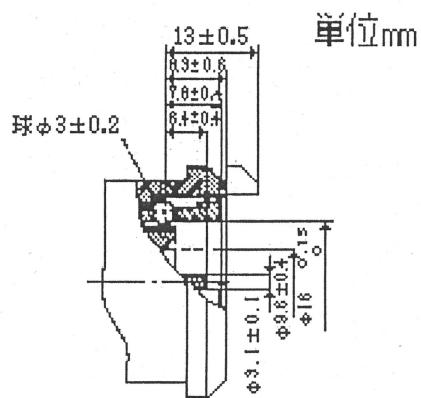
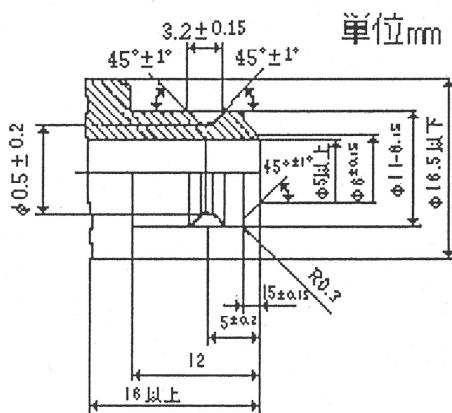


図 2 プラグ



24 ガスの取入部が技術的内容の欄の 23 の図 1 及び図 2 の形状のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
- (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに 10 ニュートン・センチメートルのねじり力又は 100 ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2 キロパスカルの圧力において気密性を有すること。
- (3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に 15

0 ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

2 5 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあっては、日本産業規格 B 0 2 0 3 (1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

2 6 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあっては、4.2 キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき 4.2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 70 ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 550 ミリリットル以下であること。

2 7 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1 メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

2 7 の 2 開放燃焼式のものであって電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

2 8 床上で移動して使用できるものにあっては、いずれの方向に傾けても 20 度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

2 9 放射方向が変えられるものにあっては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。

3 0 放射型のものにあっては、放射体に直接手の触れない構造であること。

- 3.1 燃焼面が金属網製のものにあっては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。
- 3.2 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 器具栓については、技術的内容の欄の2.6(3)に定める基準に適合すること。
 - (2) 点火装置については、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。
 - (3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の2.6(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の1.2(1)に定める基準に適合すること。
 - (4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の2.6(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。
 - (5) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の2.6(4)に定める基準に適合すること。
 - (6) ガスの取入口については、技術的内容の欄の2.4(3)に定める基準に適合すること。
 - (7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の1.4(2)イ及びロに定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000
点火装置	6,000

立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置 温度を感じて作動するもの 一定時間の経過により作動するもの	30,000 2,000
ガスの取入部（技術的内容の欄23の 図1及び図2の形状のものに限る。）	6,000
不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000

3.3 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の26に定める基準に適合すること。
- (2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。
- (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の18に定める基準に適合すること。

3.4 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の26に定める基準に適合すること。

3.5 開放燃焼式のもの（放射式のものに限る。）又は自然給排気式のものにあっては、遠隔操作機構（有線式のものを除く。）を有しないものであること。

3.6 遠隔操作機構を有するものにあっては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の30の項に適合すること。ただし、(2)ハ(ハ)の「強制排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。

	<p>3.7 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあっては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあっては屋外式である旨、ガス消費量（単位キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p> <p>3.8 開放燃焼式のものにあっては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。</p>
密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フイン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。 2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本産業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。 3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。 4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。 5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われ

ないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であって、給湯ができるものにあっては、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがまの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

6 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

（1）通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

（2）放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50兆オーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。

（3）電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。

7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

（1）確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

（2）1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。

8 立ち消え安全装置を有すること。

9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

（1）パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

（2）密閉燃焼式のもののうち強制給排気式のものにあっては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

1 1 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において再点火しなかったときは、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

1 2 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

1 3 密閉燃焼式のものの給排気部は、気密性を有すること。

1 4 密閉燃焼式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあっては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、散水終了後、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

1 5 密閉燃焼式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び強制給排気式のものであって排気筒トップのみを既設排気筒に接続するものの給気筒トップ並びに屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

1 6 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

17 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあっては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下(チャンバー用のものにあっては、風速10メートル毎秒以下)の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒以下の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

18 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあっては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

19 屋外式のものにあっては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えること。

ないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類 及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあっては、 下面）、背面及び側面に面した木壁の表 面	65
密閉燃焼式のものの壁貫通部の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S2093(2019)
）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験
の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方

法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 3 (4) (器具栓にあっては、技術的内容の欄の 2 3 (3)) に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 3 0 パスカルを加えた値以下であること。

2 1 給湯のできるものにあっては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に 6 5 度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあっては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

2 2 ガスの取入部は、日本産業規格 B 0 2 0 3 (1 9 9 9) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

2 3 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) ガスの取入口から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあっては、ガスの取入口から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあっては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口（給水自動ガス弁を有するものにあっては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分からガスが漏れないこと。
- (2) 器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあっては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

2 4 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。

2 5 ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。

2 6 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

2 7 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

2 8 空だきした場合にメインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であって、次に掲げる条件に適合するものを有すること。

- (1) 空だきした場合に確実に作動し、熱感知によりガスの通路を閉ざすものにあっては、感熱部が冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないこと。
- (2) 感熱部又は水位検知部が機能しなかったとき、メインバーナ

一へのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

29 給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(2) 出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(3) 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

30 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の23(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術的内容の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の23(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の11(1)に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の23(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(7) 遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。

装置	回数	
	給湯のできる もの	給湯のできな いもの
器具栓	1 2 , 0 0 0	6 , 0 0 0
点火装置	1 2 , 0 0 0	6 , 0 0 0
給水自動ガス弁	5 0 , 0 0 0	
立ち消え安全装置	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0
器具ガバナー	3 0 , 0 0 0	3 0 , 0 0 0
自動消火装置 温度を感知して作動するもの 一定時間の経過により作動す るもの	6 , 0 0 0 2 , 0 0 0	6 , 0 0 0 2 , 0 0 0
遠隔操作装置（ワイヤー等を用 いて機械的に操作するものに限 る。）	6 , 0 0 0	6 , 0 0 0

3 1 通常の使用状態において 4 時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあっては、15 時間以上）断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の 2 3 に定める基準に適合すること。
- (2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。

	<p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術的内容の欄の 16 に定める基準に適合すること。</p> <p>3 2 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の 23 に定める基準に適合すること。</p> <p>3 3 自然排気式のものにあっては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。</p> <p>3 4 遠隔操作機構を有するものにあっては、半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項の 30 の項に適合すること。ただし、(2) ハ (ハ) の「強制排気式」は「強制給排気式」と読み替えるものとする。</p> <p>3 5 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあっては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の別、屋外式のものにあっては屋外式である旨、ガス消費量（単位キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第 3 の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p>
ガスこんろ	<p>1 ガスの取入口からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材は除く。）、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿及び空気調節器は、温度 500 度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入口が技術的内容の欄の 19 の図 1、図 2、図 3 又は図 4 の形状のものについては、温度 350 度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本産業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材</p>

料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

- 3 ほうろうで耐食表面処理されたメンバーナーにあっては、衝撃に耐えること。
- 4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。
- 5 電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、9回以上点火すること。ただし、電池又は交流電源を用いて連続放電点火を行うものにあっては、通常の点火操作を20回繰り返し、19回以上点火すること。
- 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下ガスこんろの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 7 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
 - (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
 - (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていれば足りる。
 - (3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 8 通常の使用状態において、メンバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
 - (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
 - (2) 1点に着火した後、速やかにすべての炎口に着火すること。
- 9 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつ

ては、この限りでない。

- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。
- (2) 不点火を防止する機能を有するもの。

1 0 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

1 1 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) パイロットバーナー等に点火しなかった場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。
- (2) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

1 2 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) バーナーが消火した場合には、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に再点火しなかった場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

1 3 過熱防止装置を有するものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 感熱部が機能しなかった場合には、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであること。
- (2) 容易に改造できない構造であること。
- (3) 異常な温度に達したときに作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻った場合にガスの通路が自動的に開かないこと。

(4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本産業規格 S 2149 (1993) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本産業規格 C9730—1 (2019) 自動電気制御装置－第1部：一般要求事項及び日本産業規格 C9730—2—9 (2010) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2—9部：温度検出制御装置の個別要求事項に定める規格に適合すること。

14 こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。

(2) 卓上型一口ガスこんろ

15 調理油過熱防止装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 調理油の温度が300度に達する前に作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能（以下ガスこんろの項において「高温モード」という。）を有するバーナーにあっては、高温モード設定時はこの限りでない。

(2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度300度以上に加熱されない構造であること。

(3) 容易に改造できない構造であること。

(4) ガスこんろに通常負荷されることのある荷重を加えたとき、感熱部に使用上支障のある変化を生じないこと。

(5) 高温モードは、次に掲げる条件に適合すること。

イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。

ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。

ハ 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること

。

二 高温モードのための設定ボタンやつまみなどその他の設定操作部は、専ら高温モードに使用されること。ただし、設定を解除するための機能を備えるものとの兼用にあっては、この限りではない。

ホ 1回の高温モード使用後、解除されること。

1 6 交流電源を使用するものであって、かつ、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

1 7 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

(1) 無風状態

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	ないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

(2) 台所組込型及びキャビネット型のこんろ部にあっては、キャビネット扉開閉時

事項	条件
バーナーの炎の安定性	消火及び逆火のこと。

1.8 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分 (つまみ類 及び排ガス排出部を除く。) の表面	105
足の触れるおそれのある部分 (クッキン グテーブルに限る。)	65
ガスの取入口 (ねじにより管と接続され るもの) を除く。) の表面	25
機器の上面、下面、背面及び側面に面し た木壁の表面	65

カウンターの表面（クッキングテーブル 及び台所組込型に限る。）	65
排気管壁貫通部の表面（台所組込型に限 る。）	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度の温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本産業規格S 2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の22(4)（器具栓にあっては、技術的内容の欄の22(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本産業規格S 2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本産業規格S 2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

19 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあっては、ガスの取入部は、図1、図2、図3又は図4の形状であること。

図1 ソケット 単位mm

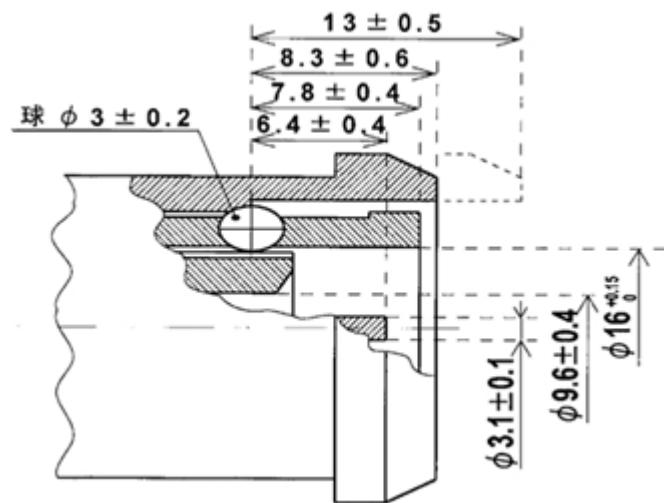


図 2 プラグ 単位mm

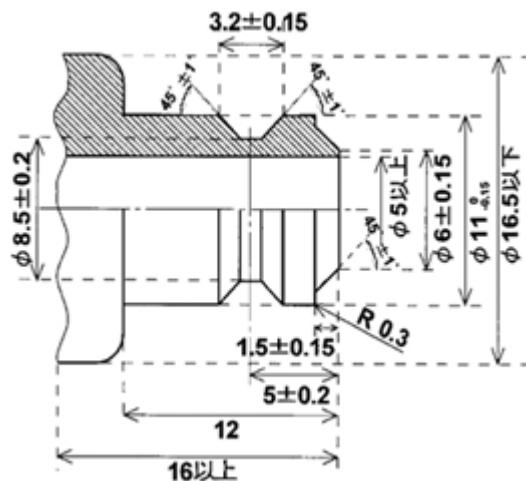
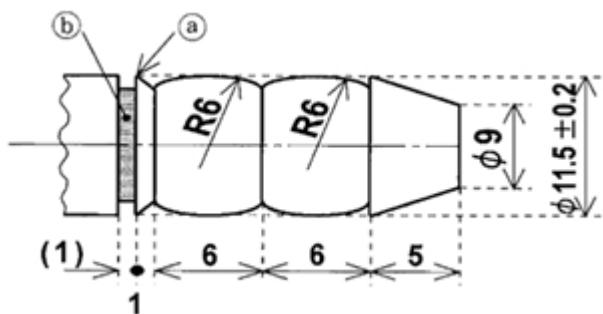


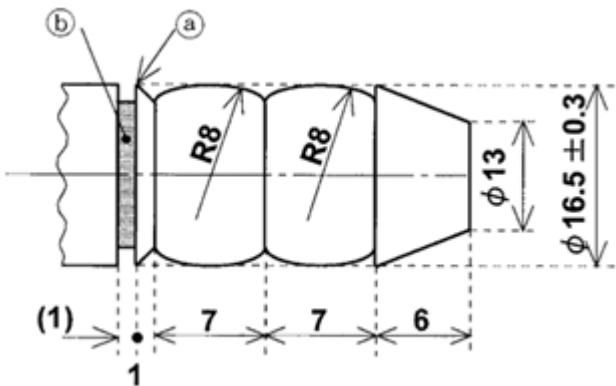
図 3 9.5 mmゴム管用 単位mm



(注) 1 ②の部分のかどを取ること。

2 ⑤の部分のみぞを赤く塗ること。

図4 13mmゴム管用 単位mm



(注) 1 ④の部分のかどを取ること。

2 ⑤の部分のみぞを赤く塗ること。

20 ガスの取入部が技術的内容の欄の19の図1及び図2の形状のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。

(2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

21 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあっては、日本産業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

22 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあっては、4.

2 キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき 4. 2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 70 ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4. 2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 550 ミリリットル以下であること。

2 3 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1 メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

2 4 電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

2 5 卓上型、据置型及びキャビネット型のものにあっては、いずれの方向に傾けても 15 度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

2 6 本体に通常負荷されることのある荷重を加えたとき、使用上支障のある変化が生じないこと。

2 7 空気調節器は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。

(2) つまみを動かして空気を調節するものにあっては、つまみの操作が円滑、確実であり、かつ、開閉のための操作の方向が明示してあること。

2 8 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の 22 (3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の 5 に定める基準に適

合すること。

- (3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の 22(4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の 12(1) に定める基準に適合すること。
- (4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の 22(1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 30 パスカルを加えた値以下であること。
- (5) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の 22(4) に定める基準に適合すること。
- (6) ガスの取入口（技術的内容の欄の 19 の図 1 及び図 2 の形状のもの）については、技術的内容の欄の 20(3) に定める基準に適合すること。
- (7) 自在ゴム管口については、技術的内容の欄の 22(1) に定める基準に適合すること。
- (8) 調理油過熱防止装置については、弁が技術的内容の欄の 22(1)、(2) 及び (4) に定める基準に適合すること及び技術的内容の欄の 15(1) に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000

自動消火装置		
温度を感知して作動するもの	6,000	
一定時間の経過により作動するもの	2,000	
ガスの取入口 (技術的内容の欄の 19 の図 1 及び図 2 の形状のものに限る。)	6,000	
自在ゴム管口	1,000	
調理油過熱防止装置	1,000	

2 9 通常の使用状態において 8 時間以上連続して燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。ただし、8 時間以上燃焼が継続しないものにあっては、継続する最大の時間とする。

(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の 22 に定める基準に適合すること。

(2) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の 17 に定める基準に適合すること。

3 0 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の 22 に定める基準に適合すること。

3 1 遠隔操作機構を有するものにあっては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、点火操作が行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。

(1) 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、点火操作が行えないもの」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成 25 年 7 月 1 日付け 20130605 商局第 3 号）別表第四 配線器具の 1 (2) ロ (イ) で定める「a 赤外線を利用した遠隔操作機構」に適合するものを含

む。

(2) 「危険が生ずるおそれがないもの」とは、通信回線（（1）に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構を有するものであって、次の全てに適合するもの。

イ 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。

ロ 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安全機能により安全な状態が確保できること。

ハ 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を講じていること。

（イ）手元操作が優先されること

（ロ）遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること

ニ 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を講じること。

（イ）操作結果のフィードバックの確認

（ロ）動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載

ホ 通信回線（（1）に掲げるもの及び公衆回線を除く。）において、次の対策を遠隔操作機構により操作される機器に講じてすること。

（イ）操作機器の識別管理（遠隔操作により操作するものに限る。）

（ロ）外乱に対する誤動作防止

（ハ）通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方式で、遠隔操作により操作するものに限る。）

ヘ 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあっては、回線の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策を講じること。

- ト 同時に外部の二箇所以上から機器の近くにいる人に危険が生ずるおそれのある相反する遠隔操作を受けつけない対策を講じること。
- チ 適切な誤操作防止対策を講じること。
- リ 出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。
- ヌ 炎に触れることができるものにあっては、遠隔操作機構の操作によって、点火操作ができないこと。
- 3 2 遠隔操作機構を有するものにあっては、容易に消火操作又は火力調整（遠隔操作される機器の近くにいる人による操作を除く。）が行えないものであること。
- 3 3 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。
- 3 4 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。
- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するものにあっては、業務用である旨
- (2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろにあっては、揚げ物調理に使用してはいけない旨
- (3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあっては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

(備考)

省令（別表第3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運

用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の 5 試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

[半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に當時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

9について

「正常に機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

1.1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.2について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1.3について

(1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術的内容の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1.4について

「炎のあふれない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1.6について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換器への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換器に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換器にすすが付着しないことをいう。

1.7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格S2109(2019)家庭用ガス温水

機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 8について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2 の 2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 4について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が 1 分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から 2 0 0 ミリメートル下に置いた直径 3 0 0 ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

2 5について

「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有して

いることをいう。

27について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

29について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

30について

(1) 危険については、合理的に予見可能な誤使用も含め、発生する可能性がある事象(ガス漏れ、一酸化炭素中毒、火災、感電等)を想定すること。

(2) 「遠隔操作」とは、電気通信、音響制御、電力線通信などの手段を用いて、ガス用品を見えない位置から発するコマンドによって、ガス用品を制御する操作をいう。なお、電気通信、音響制御又は電力線通信の一部として赤外線制御装置を内蔵することがあるが、赤外線制御装置部分は、遠隔操作のために用いる装置とはみなさない。また、「遠隔操作」には、ガス用品の状態を遠隔監視するものは含まない。

(3) 「コントローラー」とは、屋内又はガス用品本体から、ガス用品を制御する装置などの総称をいう。

(4) 「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

(5) 「通信回線」とは、有線通信(汎用通信線を利用するもの)・無線通信の物理的な伝送路をいう。また、「通信回線」には、公衆回線、有線LAN、無線LAN、無線PAN、シリアル通信などの全ての通信路を含む。

31について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合は、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
- イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
- ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉燃焼式ガストーブ]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓及び給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試

験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連續して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行つて5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

10について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

12について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

13について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を開じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

14について

- (1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術的内容の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

- (2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

15について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

16について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズ

ルに対応したバーナーごとに 1 / 3 を超えないことをいう。

- (2) 消火がないこととは、点火 15 秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して 30 分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して 30 分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の 1 分間のうち 30 秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して 30 分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすすが付着しないことをいう。

1.7について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2122 (2019) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1.8について

図 1 における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から 1 ミリメートル以内の部分とする。

2.2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 20 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2.5について

「放射体に直接手の触れない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径 70 ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

2.8について

「15 時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3 分間燃焼し 3 分間休止する操作を 1 回として、これを 150 回以上繰り返すことなどをいう。

2.9について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 18 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3.0 及び 3.1について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3.2について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
- ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に當時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1 分間に30 秒以上連續して触れていないことをいう。

7について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85 デシベルを超えないことをいう。

9について

「正常に機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

1 1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85 デシベルを超えないことをいう。

1 2について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5 分以内に再び電源回路を開じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 3について

- (1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術的内容の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3 ミリメートルとする。

- (2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 4について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

1 5について

- (1) リフティングがないこととは、点火 15 秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに 1/3 を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火 15 秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して 30 分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換器への接触がないこととは、点火して 30 分経過するまでの間黄炎が熱交換器に接触する状態が任意の 1 分間のうち 30 秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して 30 分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換器にすすが付着しないことをいう。

1 6について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2109 (2019) 家庭用ガス温水機器の表 12 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 7について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 1について

「気密性を有する」とは、日本産業規格 S 2109 (2019) 家庭用ガス温水機器の 9. 1. 7 水通路の耐圧試験 9. 1. 7. 3 ふろがま a) かま本体により確認することとする。

2 2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2093 (2019) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 20 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 2の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2109 (2019) 家庭用ガス温水機器の表 12 温水機器の性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 3について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 5について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が 1 分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から 2 0 0 ミリメートル下に置いた直径 3 0 0 ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

(3) 「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

2 7について

「4 時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2 分間燃焼し 2 分間休止する操作を 1 回として、これを 6 0 回以上繰り返すことなどをいい、また、「1 5 時間以上」断続的に燃焼とは、1 分間燃焼し 1 分間休止する操作を 1 回として、これを 4 5 0 回以上繰り返すことなどをいう。

2 8について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

2 9及び3 0について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3 1について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合は、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
- イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項

[ガスふろバーナー]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、バーナー、ノズル及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

4について

「各部の温度」の測定は、日本産業規格S 2 1 0 9（2019）家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

8について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

9について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「使用すべきふろがまの型式」の表示には、使用すべきふろがまに表示されているふろがまの届出事業者の氏名又は名称（経済産業大臣の承認を受けた略称でもよい。）も表示することとする。
- (3) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (4) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合に

は、ロット番号としてもよい。

(5) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ ふろバーナーに表示してあるふろがまの型式以外の型式のふろがまに使用しない旨

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に當時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

(1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。

(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

9について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

1.0について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.2について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1.4について

「気密性を有する」とは、日本産業規格S2109(2019)家庭用ガス温水機器の表1.2温水機器の性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

1.7について

- (1) リフティングがないこととは、点火1.5秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火1.5秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間(ただし点火時を除く。)熱交換部にすすが付着しないことをいう。

1 9について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

2 0について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

2 1について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 2について

「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 6について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 6 の 2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2 7について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 9) 家庭用ガス温水機器の表 1 2 温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

2 8について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が 1 分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から 2 0 0 ミリメートル下に置いた直径 3 0 0 ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

2.9について

「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

3.1について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

3.2について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3.3及び3.4について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3.5について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）

ニ 点検、掃除に関する事項

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ること及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 0について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

1.1について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.2について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

1.3について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を開じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1.5について

「気密性を有する」とは、日本産業規格S2122(2019)家庭用ガス暖房機器の表6性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

1.8について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間(ただし点火時を除く。)熱交換部にすすが付着しないことをいう。

2.2について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格S2122(2019)家庭用ガス暖房機器の表6性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図 3 木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

2 3について

図 1 における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から 1 ミリメートル以内の部分とする。

2 7について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2 7 の 2 について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本産業規格 S 2 1 2 2 (2 0 1 9) 家庭用ガス暖房機器の表 6 性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

3 0について

「放射体に直接手の触れない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径 7 0 ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

3 3について

「1 5 時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3 分間燃焼し 3 分間休止する操作を 1 回として、これを 1 5 0 回以上繰り返すことなどをいう。

3 4について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

3 5 及び 3 6 について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3 7について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略称で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下 2 桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合に

は、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）

ニ 点検、掃除に関する事項

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

(1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。

(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

9について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

10について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

11について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

12について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を開じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

13について

「気密性を有する」とは、日本産業規格S2109(2019)家庭用ガス温水機器の表12温水機器の性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

16について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間(ただし点火時を

除く。) 熱交換部にすすが付着しないことをいう。

20について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本産業規格S 2109(2019)家庭用ガス温水機器の表12温水機器の性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本産業規格S 2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

21について

「木壁」とは、日本産業規格S 2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

25について

「気密性を有する」とは、日本産業規格S 2109(2019)家庭用ガス温水機器の9.17水通路の耐圧試験9.17.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

26について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本産業規格S 2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

27について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本産業規格S 2109(2019)家庭用ガス温水機器の表12温水機器の性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

29について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

(3) 「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

3.1について

「4時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上繰り返すことなどをいい、また、「15時間以上」断続的に燃焼とは、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

3.2について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

3.3及び3.4について

「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。

3.5について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合は、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
 - イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 点検、掃除に関する事項

[ガスこんろ]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（パイロットバーナー、メインバーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、バーナー受け及び汁受けにあっては外面を、パイロット

バーナー、メインバーナー、ノズル及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、例えば、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本産業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 9) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連續して触れていないことをいう。

8について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 0について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、例えば、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレムロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態などをいう。

1 2について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、再点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

1 3について

「感熱部が機能しなかった場合」とは、例えば、温度ヒューズ式のものにあっては電流が流れない状態、バイメタル式のものにあってはバイメタルが破損した状態などをいう。

1 5について

「感熱部が損傷した場合」とは、例えば、サーミスタ式のものにあっては電流が流れない状態及び素子が短絡した状態、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、バイメタル式のものにあってはバイメタルが破損した状態などをいう。

1 6について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を開じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

1 7について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）こんろにのせてある鍋の底部にすすが付着しないことをいう。

1 8について

- (1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本産業規格S2103(2019)家庭用ガス調理機器の表5性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法がある。
- (2) 「木壁」とは、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

1 9について

- (1) 図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。

(2) 図3及び図4における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本産業規格B0405(1991)普通公差－第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

2.3について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

2.4について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本産業規格S2103(2019)家庭用ガス調理機器の表5性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

2.6について

荷重試験については、例えば、日本産業規格S2103(2019)家庭用ガス調理機器の7.4.2機種別試験により行う方法がある。

2.8について

「反復使用」については、例えば、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表15反復使用試験（自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本産業規格S2103(2019)家庭用ガス調理機器の表5性能及び試験方法中の反復使用）により行う方法がある。

3.0について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本産業規格S2093(2019)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行う方法がある。

3.1について

(1) 危険については、合理的に予見可能な誤使用も含め、発生する可能性がある事象（ガス漏れ、一酸化炭素中毒、火災、感電等）を想定すること。

(2) 「遠隔操作」とは、電気通信、音響制御、電力線通信などの手段を用いて、ガス用品を見えない位置から発するコマンドによって、ガス用品を制御する動作をいう。なお、電気通信、音響制御又は電力線通信の一部として赤外線制御装置を内蔵することがあるが、赤外線制御装置部分は、遠隔操作のために用いる制御装置とはみなさない。また、「遠隔操作」には、ガス用品の状態を遠隔監視するものは含まれない。

- (3) 「コントローラー」とは、屋内又はガス用品本体から、ガス用品を制御する装置などの総称をいう。
- (4) 「遠隔操作機構」とは、本体から離れた位置でガス用品を運転するための仕組みをいう。また、「遠隔操作機構」には、操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートスピーカー及びガス用品本体の音声利用を含む。
- (5) 「通信回線」とは、有線通信（汎用通信線を利用するもの）・無線通信の物理的な伝送路をいう。また、「通信回線」には、公衆回線、有線LAN、無線LAN、無線PAN、シリアル通信などの全ての通信路を含む。

3.2について

- 「容易に消火操作又は火力調整が行えないもの」とは、以下に掲げる機能によって遠隔操作を行う以外に、遠隔操作が行えないものをいう。
- ・使用者がガス用品から離れた場合、使用者の位置情報等を検知し、自動的に消火する。
 - ・使用者が調理継続できない状態になったことを検知し、自動的に消火する。

3.3について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合は、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
- イ 使用すべきガスに関する事項
 - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
 - ハ 換気に関する事項
 - ニ 点検、掃除に関する事項